

平成27年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成27年12月21日 午前10時00分 開会  
午前11時55分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 5番 増 田 順 弘 9番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 議第69号 葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について

日程第2 議第70号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定すること  
について

- 日程第3 議第72号 葛城市監査委員条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第73号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第76号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第77号 訴えの提起について
- 日程第7 議第71号 葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例を制定することについて
- 日程第8 議第74号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第75号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第78号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立新庄北小学校増  
築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造  
工事）
- 日程第11 議第80号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議  
決について
- 日程第12 議第81号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決に  
ついて
- 日程第13 議第82号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決  
について
- 日程第14 議第83号 平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決に  
ついて
- 日程第15 議第84号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第16 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

**赤井議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

初めに、本定例会中に開催されました常任委員会及び特別委員会において、所管の調査事項について審査されておりますので、その審査状況について各委員長よりご報告願います。

まず、議会改革特別委員長より報告願います。

8番、西井覚君。

**西井議会改革特別委員長** 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、議会改革特別委員会所管の調査案件につきまして、12月10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その審査の概要をご報告いたします。

委員会では、議会基本条例の制定について、我々の議員としての任期中に制定することを目指し、条例の素案を作成するため、委員の中から5名を選出し、作業部会を編成して、10月から作業に取りかかっている旨、ご報告させていただきました。

また、これまでに作業部会は計3回開催しておりますが、第1回と第2回の会議において協議した今後の制定スケジュールや条例素案作成の過程について委員皆さんにご確認いただくとともに、議会改革特別委員会で委員の意見を聞くことになった議員間の自由討議や政務活動費についての方向性について協議いただきました。

作業部会での協議方針の基本といたしましては、これまで実施した視察研修でさまざまなお話をお伺いし、委員皆さんと協議させていただいた結果、葛城市議会としての現状に即した内容で、できることから条例化を行い、まずは基本条例を制定した上で、更なる議会改革を推進しながら、必要があれば、その都度、条例改正を行っていければと考えております。また、今回、委員からいただいたご意見を踏まえて、再度、作業部会で協議してまいります。

なお、政務活動費については、今後、議員全員のご意見をお伺いしながら、引き続き方向性などについて議論していくこととなりました。

以上をもちまして議会改革特別委員会の所管事項の調査報告といたします。

**赤井議長** 次に、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡総務建設常任委員長** おはようございます。議長の許可を得ましたので、去る12月9日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託をされました7議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、16日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び公共バスの運行についての審査の概要をご報告いたします。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。

理事者から、現在の進捗状況として、ハード面とソフト面についてそれぞれ説明がござい

ました。ハード面では、去る9月17日開催の決算特別委員会において委員より質疑があった道の駅建設事業に係る費用の内訳について説明を受けました。この説明を受け、委員から、道の駅に関するその他事業の内容について教えてほしいという問いに対し、理事者から、その他事業とは、南阪奈道路へのオンランプの設置及び県道の拡幅工事を行うものであり、道の駅本体部分である地域振興棟建築工事や道路情報棟及び駐車場整備等の事業内容であるという答弁がありました。

また、ソフト面においては、本委員会において、議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、この議決をいただいた後に運営会社と協議を行い、協定書が整い次第、これを示した上でご説明申し上げるとの報告がございました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項でございます。

理事者から、現在の用地買収の状況は、全17件中11件の方と契約を完了しており、未契約分については、今後も引き続き用地交渉を進めることとともに、あらゆる手段を用いながら手続を進めてまいりたい、このような報告がございました。

この報告を受け、委員から、未契約用地についてはどの時点で収用の措置をとられるのかという問いがあり、理事者から、8割の買収が完了した時点でそのような措置を検討したいと考えているとの答弁がありました。

次に、行財政改革に関する事項でございます。

本件につきましては、現在のところ報告すべき事項はないということでございます。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者から、去る11月24日に第10回葛城市地域公共交通活性化協議会において、運輸局等各機関に申請をするに当たり、運行業務の内容、運行ルート、ダイヤ、運行事業者、運賃、使用する車両及び台数、運行開始時期について承認をいただき、運行業者は奈良交通株式会社に決定し、平成28年2月15日より運行を開始することになった。

なお、当初より、運行ルートについては3カ所、ダイヤについては5カ所を、安全な運行及び適正な所要時間を確保する理由でそれぞれ修正を行った。また、バスの外観及び名称についても市民の投票等により決定をいたしましたという報告を受けました。

この報告を受け、委員から、バスと鉄道の連絡については考慮されているのかという問いに対し、理事者から、ダイヤの決定に当たっては、どのミニバスから環状線へ乗り継いでも午前中に大和高田市立病院に行けることを最優先事項としたため、鉄道駅との乗り継ぎは考慮していないという答弁がありました。

なお、これら4つの所管事項については今後も引き続き進めることにいたしました。

以上でございますが、各委員からこのほかにも活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上でございます。

**赤井議長** 最後に、厚生文教常任委員長より報告願います。

5番、増田順弘君。

**増田厚生文教常任委員長** おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、去る12月9日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました9議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、17日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります新クリーンセンター建設に係る諸事業について、審査の概要をご報告申し上げます。

理事者からは、事業の進捗状況等について説明がありました。まず、建設工事の現在の状況については、地下3階部分の破砕機室や、ごみピット、並びに地下2階部分のプラットホーム、炉室、居室が完成し、今後は地下1階部分の手選別室、見学ホールなどの工事に取りかかり、平成28年1月下旬には地下の部分の施工が完了する予定である。工場製作品も含めた事業全体の進捗率としては、11月末現在で約30%となっているという報告がありました。また、新クリーンセンターにかかわる県に対する裁判の経過についても報告を受けました。

なお、調査事項については、委員会としては、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**赤井議長** 本定例会中に開催されました常任委員会及び特別委員会における所管の調査事項についての審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第69号から日程第6、議第77号まで、以上6議案を一括議題といたします。本6議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡総務建設常任委員長** ただいま上程をされております議第69号、議第70号、議第72号、議第73号、議第76号及び議第77号の6議案の各議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定についてであります。

質疑では、事務分掌の規則によれば、指定管理制度の総括に関することについては、企画政策課の事務であると規定しているが、本件については農林課が主導で事務を進められているようである。これについての見解はという問いに対し、指定管理者の選定に係る事務については、指定管理者選定委員会設置要綱において、指定施設を所管する原課が事務を行うことになっている。企画政策課ではその要綱に従って手続を行うよう、農林課に対して指導を行っているという答弁がありました。

また、道の駅を建てる目的は何であるのか、その原点と今後の方向性についてお聞かせ願いたいという問いに対し、地域活性化の施策として農業及び商業を振興させていきたいとの思いから、販売手数料をできる限り低く抑えることで、より多くの方々に生産物を販売できる場所及び機会を提供し、また、市民の方々に対して、安価な野菜、加工品、魚、肉、パンを、公共バスの接続も行うことで、よりよいものを買っていただきやすくすることで、

それぞれが利益を享受できるよう事業を進めてまいりたいという答弁がありました。

各委員から、このほかにも活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されております。賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第70号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第72号、葛城市監査委員条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第76号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第77号、訴えの提起についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました審査の概要報告といたします。

以上でございます。

**赤井議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第69号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、吉村君。

**吉村議員** ただいま上程の議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の募集につきましては、メンバーの構成、募集期間の異例の短さ等、それらを考えますと、広く募集するという観点の指定管理者制度と言いながら、株式会社道の駅かつらぎありきで進められてきたとしか言いようがないということ、また、それにも増して、何よりも

一番の問題は、利益配分等を決められていない中での指定管理者の指定をするということです。これは、指定管理者がどこであっても同じことが言えますけれども、指定管理者を決定し、契約を結んでから利益配分等諸事項の協定書を交わす。これでは、市民の負託を受け、議会に送っていただいた者として、市民に不利益になるかもしれない疑念を残しての指定管理者の決定には到底賛成することができません。

以上、反対の討論とさせていただきます。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

8番、西井君。

**西井議員** 議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

さて、この指定管理者を定める条例につきましては、11月の臨時会において賛成多数で可決したところでございます。今回、指定管理者に選ばれた株式会社道の駅かつらぎは、葛城市商工会が中心となって道の駅設立準備委員会を立ち上げ、企業理念や経営方針及び事業計画を定める運営基本構想をいち早く策定して、公表されました。また、指定管理者の応募に当たっては、指定管理者募集要項を遵守し、綿密な事業計画を提案してプレゼンテーションを行い、厳正な書類審査により選定されました。応募されたのが1社であったことは残念ではございますが、競争相手がなかったということは、このように以前から設立準備委員会を立ち上げ、用意周到に準備された株式会社道の駅かつらぎの力が証明されたことを意味しているのではないのでしょうか。

私は、この株式会社道の駅かつらぎが、地場製品の販売などを通じて、地域経済の活力を発揮していただける企業であることを祈念して、私の賛成討論とさせていただきます。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

6番、岡本君。

**岡本議員** ただいま上程中の議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、反対の立場で討論を行います。

指定管理者の選定につきましては、これは1つの契約行為であるわけでございまして、広く多方面より公平性・透明性を保持しながら公募するのが基本中の基本であります。ところが、今回の公募につきましては、公募から選定までの期間が、通常60日から70日間を要する、それが何と12日間と非常に短い期間で公募から選定まで行っておるということでありまして。これでは、審査の内容で、運営の経験、会社の実績、会社の経営内容等を吟味して、利益が上がるのかの選定ができない状態であるわけでございます。

また、選定委員には、経理の専門家、あるいは会社運営の内容をチェックする専門委員等の学識経験者も入って選定するというのが通常のやり方であります。しかし、今回の指定管理者の選定委員は、副市長が責任者として、関係する部長を含め9人の構成で選定しております。私は不自然ではないかなというふうに思っております。

また、葛城市道の駅かつらぎ指定管理者募集要項の5項目めに応募資格の規定が設けられておるわけでございまして、1号から9号まで資格要件を定めておるわけでございます。し

かし、この中で、一番上段にただし書きで「新設会社については、実績・経験も必要とする要件は適用しない。これに関する書類は提出不要」となっている。このようなただし書きもわざわざ入れておる。これは、平成23年10月12日付で、(仮称)株式会社道の駅かつらぎ発起人代表、商工会、農業者団体の代表者2名の連名で、山下市長宛てに「新道の駅設立要望書」が提出されております。その中に、「この施設の運営に際しては、農商工業者が中心となった連携経営が母体となつて行うため、関係団体で構成する共同出資会社を設立し、運営を行うものであります」と要望書にはっきりと明記をされております。

その後、道の駅の関係につきましては、設立委員会が中心となつて準備を進めてこられました。新会社の役員と設立委員の役員がほぼ同じ人であるということでもあります。6月の総務建設常任委員会に提出された運営基本構想は、株式会社道の駅かつらぎから提出されたものであります。このような状況の中でありまして、指定管理者の募集を行い、募集期間を短期間にするということは、1社しか参加できない環境をつくっております。株式会社道の駅かつらぎを指定管理者に指定する議案であるわけでございます。

また、この提出議案の中で、指定する団体として住所、会社名、株式会社道の駅かつらぎのみで、代表者の明記はされておられません。この議案書には契約書と同じ内容で代表者名も記載すべきと私は考えております。こういうことはきちっとしないと、会社を代表する人が合意をしたという点が確認できるのかどうかということも問題ではないかと思ひます。参考に、この根拠法令につきましては、新会社法第14条、商法第25条も参考にさせていただければありがたいなというふうに思ひます。

こういう内容からして、私は、当然、反対せざるを得ません。

以上、私の反対討論を終わります。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

13番、下村君。

**下村議員** 議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

来年の秋のオープンを目指して着々と進められている道の駅かつらぎの運営方法につきましては、さきの臨時会におきまして、指定管理者を定める条例を賛成多数で可決したところでございます。

さて、今回の指定管理者を定めることについては、公告期間が短期間であり、手続等に問題があると指摘されているようでございますが、この道の駅事業については、新市建設計画に基づいた事業であり、今に始まった事業ではございません。

今回、指定管理者に選ばれた株式会社道の駅かつらぎは、市が提供する情報をいち早くキャッチして事業に着手され、公告に応募されたわけでございます。また、選定に当たっては、プレゼンテーション及び厳正な書類審査により決定されたと聞き及んでおります。まさしく企業努力のたまものであると私は認識しております。

よつて、この株式会社道の駅かつらぎは、道路利用者の利便性の向上を図ることはもとより、地域情報の発信、地場産品の販売等を通じて、観光、産業及び文化の振興を図るととも



に、地域経済の活性化と魅力ある地域づくりができる事業者であると確信して、私の賛成討論とさせていただきます。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 私は、議第69号の葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

いよいよ新 道の駅建設事業は、葛城市道の駅かつらぎの運営を委ねる指定管理者に株式会社道の駅かつらぎが指定されるまで進んでまいりました。新 道の駅建設事業は、合併時の新市建設計画にも、また、その新市建設計画を具体化するために平成17年10月10日に設置された議会まちづくり特別委員会でもありませんでした。議会改革特別委員会がつくった山麓地域のまちづくりを進める計画は、山麓地域整備基本計画であります。この計画には、ファームリゾートエリアとして、現在、新 道の駅建設が行われている地場産業振興ゾーン、そして、寺口の「クラインガルテンと花の里」、さらに平岡の「ソバの花咲く里」でありました。そして、當麻の地域では、當麻温泉の地域に「健康と休養の里」を設置する、こういう計画でございました。そして、これらの計画が、葛城市が合併して初めてつくられた総合計画、これに反映をされ、さらに、平成19年3月には都市計画マスタープランにも反映をされたところでもあります。

ところが、山下市長が就任をしてから、平成21年7月20日、(仮称)道の駅計画検討委員会が設置をされて、この道の駅計画が初めて葛城市の計画として上ってきたのであります。さらに、平成22年10月8日にはワーキング会議が設置をされ、事業費18億円、面積3万3,000平方メートル、5カ所の予定場所から現在の1カ所を選定されたわけでもあります。このことによって、寺口の「クラインガルテンと花の里」、平岡の「ソバの花咲く里」、當麻の「健康と休養の里」は、全て計画は中止になったのであります。葛城市のまちづくりの計画をことごとくほごにした上に、凍結を求める6,752筆の市民・国民の意思や有志議員の見直しを求める声にも一切耳をかさず、地域振興棟新築工事や新 道の駅調整池・造成工事、葛城市道の駅かつらぎ条例の制定など、数の力による強引な推進は葛城市のまちづくりをゆがめ、混乱をつくり出してきたのであります。

この葛城市のまちづくりをゆがめ、混乱をつくり出してきたきっかけは、株式会社道の駅かつらぎの設立を前提にして、平成23年につくられた(仮称)株式会社道の駅かつらぎであります。この(仮称)株式会社道の駅かつらぎは、平成23年10月12日、発起人代表の商工会会長、農政活性化推進協議会会長の連名で、山下市長に対して「新 道の駅設立要望書」を提出しています。

この要望書では、「現在、葛城市商工会、葛城市農政活性化推進協議会が中心になって、新 道の駅の運営を行うための(仮称)株式会社道の駅かつらぎの新会社設立のための推進協議会をつくり、市が昨年実施された新 道の駅の検討委員会及びワーキング委員会にて委員が決められたことを重視して協議を行っているところでもあります。また、新 道の駅の運営を行う株式会社道の駅かつらぎを設立する」、このように明記をしています。さらに、

後段でも、「道の駅の運営に際しては、農商工業者が中心となった関係団体が構成する共同出資会社を設立し、行うものであります」と念を押して要望書を締めくくっています。運営については、要望ではなく、「行うものであります」と最初から断言をしているのであります。

この（仮称）株式会社道の駅かつらぎ設立推進協議会が、そのまま平成27年7月27日に設立された株式会社道の駅かつらぎに引き継がれ、今、提出をされている指定管理者に指定されようとしているのであります。まさに出来レース。4年前から決まっていたのでしょうか。

商工会と農政活性化推進協議会の一部の幹部を中心とした（仮称）株式会社道の駅かつらぎの設立推進協議会は、当初から新道の駅計画の策定に深くかかわり、葛城市のまちづくりの計画をほごにさせ、市政を混乱させてきたのであります。このような事業者は到底認められないものであります。

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設を、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために平成15年9月に設けられたものであります。以来、制度の適切な運営を図るための取り組みを積み重ねてまいりましたが、総務省は、その運用上の留意すべき重要な点として、指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的・効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画を提出させることが望ましいと、指定管理者制度の運用について助言・通知をしています。

この指定管理者の指定に至る経過、制度の運用・手続は、指定管理者制度の趣旨・目的を逸脱した不適正、不当なものと言わなければなりません。

その1つは、公募期間がわずか11日間と極端に短いことでもあります。1カ月から2カ月の公募期間が通常の手続であります。これでは幅広く複数の申請者に事業計画の提出を求めることなどできないのであります。短期間に応募し、事業計画を提出できるのは、まさに株式会社道の駅かつらぎしかないのではないのでしょうか。全く恣意的に、あからさまに総務省の助言・通知を無視するやり方であります。

さらに、選定委員会の透明性や公正性の問題です。指定管理者制度は、公募の原則とともに、選定過程や手続の透明性、公正性を高めるために、外部の有識者の参画による選定が行われてまいっています。ところが、このたびは、副市長、教育長以下、関係部長という内部の者だけで選定をされています。笛堂の体力づくりセンターでは、外部の体育・スポーツの専門家等を入れて選定しています。透明性や公正性は全く確保されていない状況であります。

3点目は、事業計画書についてであります。先ほど、適正な事業計画と言われましたが、総務建設常任委員会に提出された補足資料として、手数料の変更あるいは道路情報棟の経費等が訂正をされました。このことによって、8億1,000万円の売り上げで800万円の利益、これが900万円と、100万円上回ることになりましたけれども、まさに事業計画そのものが、道路情報棟が入っていなかった、さらには、収入の中心になる手数料の率を変更しなければならない、こんなことがあったのであります。本当に綿密な計画であったのか、これは疑わし

い話であります。

いずれにしても、平成28年秋オープン、株式会社道の駅かつらぎの指定ありきの条例提出であり、到底認めることはできません。

以上、討論を終わります。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

**川村議員** 議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成28年秋のオープン予定である葛城市の地域活性化事業「新道の駅」に対し、これまで多くの議論を交わしながら、議決をしてまいりました。さきの臨時会では、指定管理者を定める条例を可決し、そして今回、株式会社道の駅かつらぎがその指定管理者に選ばれましたが、指定管理者に選ばれた株式会社道の駅かつらぎにつきましては、まず、もとをただせば、市民の皆さんの多くの声、例えば農業者、酪農者、商工業者、女性団体などから、業界の衰退に歯どめをかけるために、まちおこし、つまり、地域の活性化のためにその必要性を強く行政に訴えられたことから始まっています。行政は、新市建設計画に則して定められた都市計画マスタープランの中に、南阪奈道路の玄関口として、葛城インターチェンジを生かした諸機能の導入が求められる。また、都市計画マスタープランの役割として、市の活性化、市民の利便性の向上、雇用促進のため、それぞれの地域特性に合った適切な土地利用などの方針として役割が求められ、市民との協働によるまちづくり、山麓部地域におけるまちづくりの課題をうたっています。

かれこれ約5年間に及び、市民からの熱い思いは、市民ワーキング会議や、後の（仮称）道の駅かつらぎ設立準備会において、その運営計画策定には多大な時間と労力をかけ、多くの市民からの情報を集め、進められたものと聞かせていただいております。

当然、今回の指定管理者の公募に応募され、たまたま1社であったかもしれませんが、指定管理者募集要項に沿ったプレゼンテーションの内容は次のとおりであります。

まず1つ目、葛城ブランドの開発、販売強化と観光拠点。その観光拠点づくりの支援として、こだわりのある葛城産の農産物や加工品の開発の支援をする。ふるさと名物をつくり、情報発信と販売を強化。道の駅を拠点とした歩く観光資源の開発と総合観光案内、観光者向けのテイクアウトの飲食や葛城お土産ブランドの開発をする。

2つ目に、農業事業者の育成支援としては、意欲ある農業者との連携強化で、差別化できる農産物の育成支援と販売強化を進める。農業者を経営者に育成していく、つまり、農業で生計が立ち、もうかる農業経営ができるように育成支援をする。農直売所の綿密な販売計画をもとに、出口の見える販売と作付けの連動した計画栽培をする。生産者間の安売り競争ではなく、品質で勝負する、収益を重視する農業にしていく。

そして、3つ目は、葛城市の生活者の利便性の支援であります。フルアソートの品ぞろえをし、ワンストップの買い物支援サービスをし、主婦の夕食づくりの応援をしてあげる。家庭のおかずを、できたてのつくりたてのおかずを提供し、子育て支援にもしっかりそういっ

た機能を持つ。葛城市の、また市民の交流イベントの場を定期的に展開する。

そして、4つ目は、買い物困難者への福祉充実支援をする。市内循環のバスをもって送迎サービスをする。

こういった内容を、多くの声を聞き、市民を巻き込み、どんな道の駅にするか、どんな道の駅にすればよいのかをしっかりと考え、今ある「當麻の家」とともに共存・共栄し、一緒になって、今までの道の駅と比べ、新しい性質の持つ多機能販売拠点として、葛城市の産業振興支援の道の駅にすると管理運営方針を打ち出しています。

そしてまた、法人登記されております商号、株式会社道の駅かつらぎは、代表取締役を含め22名の取締役、男女を含む。それは、葛城市の商業、農業、女性団体など、葛城市内各業界の非常に能力の高い組織リーダーにより構成されています。その組織リーダーは、業界の多くの声を持っています。非常にバランスのとれた役員メンバーであります。この方たちのリーダーシップを軸に、多くの市民の皆さんの手につくられたこの会社が準備万端で臨んでこられ、今回、1社の応募で決定したことに私は何の異論もなく、むしろ応援してあげべきだと考えます。

もし、営利企業が来たとしましょう。それは、地域の活性をもたらさないとは言いませんが、できれば葛城市の地域活性化の施策として農業や商業の振興をさせるために、販売手数料を抑え、多くの市民にその機会を提供する、市民の皆さんには利便性と安価な買い物ができる機会を提供する、そのことはそれぞれに利益が享受できる。この考え方をもちて計画策定されている、市民がつくった株式会社道の駅かつらぎに大きい期待をしたいと考えております。

この時期に、今しかないチャンスに、多額の国の補助金を受け、市の持ち出し金は少なく済む。この手法で地域活性化事業に多くの市民が期待して、参画できるチャンスをつくることに誰が拒否できるでしょうか。もう一度、原点に戻って、新道の駅をつくる目的はしっかりと存在するものであると私は市長に確認をいたしました。そういった手続等に若干のご指摘があるかもしれませんが、地方が元気になり、雇用を多くつくる。葛城市はこれから少しずつ人口をふやし、住みたいまち、訪れたいまちにしていかなければなりません。葛城市の地域活性化の拠点で、老若男女が、道の駅は女性が元気に輝く場である、また食育を推進する場である、そのような運営に大きな意気込みを持つ新規事業者である株式会社道の駅かつらぎに大きく期待を寄せ、魅力あるすばらしい成果を出されることを願い、私の賛成討論といたします。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

9番、藤井本君。

**藤井本議員** この案件について、本当に難しかったです。議会の皆さんも知っておられるように、私は体調まで崩しました。文章化していないので、聞き苦しい点とか。まあ、声も悪いんですけども。

まず、道の駅の運営状況というものを、奈良県内を中心に私なりに調べました。奈良県で重点「道の駅」候補になったのが、これからの方針とかを出されて候補として選ばれたのが、

葛城市と宇陀市、田原本町、ここが応募をしたということで、重点「道の駅」にはならなかったけども、その候補として選ばれたという経緯があります。

そういったところの運営とか考え方はどうなっているのかなど、これを調べてみました。宇陀市の道の駅、これは以前から地域の中のNPO法人の方が去年まで、もっと詳しく言うと今年の初めまで地域の方が運営をされていました。ここも指定管理者になっていて、今年の当初、また指定管理者の公募をされた。どうなったかという、今までやられていた地域のNPO法人と奈良交通さんが応募をされて、結局、奈良交通さんに決まりました。今、道の駅「宇陀路大宇陀」というのは奈良交通さんが経営されている。宇陀市の市役所の担当部の方がおっしゃっていたのは、やはり奈良交通さんのノウハウ、バスを導くとか、ほかのバス会社との提携というノウハウ等から、非常にお客さんが多くふえているというようなこともおっしゃっていました。

同じように、重点「道の駅」候補に選ばれた田原本町の道の駅、これは国道24号線沿いに唐古遺跡がありますけども、あの地域に平成30年開業をめどに進められている。今は、いわゆる計画の段階です。どういう形で進められているのかということを知りたいと聞いてみますと、カラオケで展開をしているシダックスという会社、ここが道の駅を。田原本町の方がおっしゃっていましたけども、既に3つの道の駅の指定管理を受けて、そういうことを進められているのがこのシダックスだということでした。経験のあるところにアドバイスを受けながら進めているということもおっしゃっていました。

この2つ以外に、よく似た地域というか、吉野の方の山中じゃなくて、奈良盆地にある道の駅、ほかにもということで平群町の方にも調査をいたしました。平群町は既に2回、道の駅の公募をされています。1回目は地域の中での団体、2つの競合となったんですけども、今やられているところがとられたと。2回目の公募もつい最近あったんですけども、ここへもまた奈良交通さんが応募をされた。しかし、地域のNPO法人が継続ということで獲得されて、今もその団体が運営をされているという状況であります。

ここだけを聞いてみますと、何で葛城市の南阪奈道路のインターチェンジのところに奈良交通さんが手を挙げてくれなかったのか、私は本当に疑問も持っております。これはあくまで疑問です。そやから、それがあかんとか、いいとかいうよりも、そういう背景、疑問を持っているといったことがあるわけですけども、片や一方、そうやって悩んでいるうちに、私は国交省の方と、電話ですけども、何回も、述べに直したら2時間ぐらい話したりしている。葛城市はどうやとかそんな話はしませんよ。しかし、成功している道の駅の運営形態を教えてくださいと。どういう全国モデル「道の駅」とか、葛城市はなれなかったけども、重点「道の駅」とか、そういったことを教えてくださいという問い合わせをしながら、国交省の関係の方ともお話をしてみいました。やはりその方がおっしゃるのは、「地方創生、これを忘れてはならない。道の駅が今またふえ出しているのは、地域の独自性というものを出していかなければならない」、こういうふうなお話を総括としてしていただいていた。地域の独自性を出すというのが道の駅の1つの魅力なんです。

そんな中で、話があちこち行って申しわけない。文章化していないので聞き取りにくいと

思いますけども、この近くでうらやむ道の駅、これが羽曳野市にございます。羽曳野市の「しらとりの郷」でしたか、何名かの方が行っておられるかと思えます。休みの日なんかは本当に渋滞をして、並ばんと入れないような道の駅。ここの状況はどうなっているのかなど。ここを問い合わせてみますと、ここは、全国的にも珍しいんですけども、直営でやられています。直営でやられていて、農産物の販売についてはJAさんが担当しておられる。その他、食事をしたり、ほかのものを売ったりするのは、たこ焼きとか、うどんとか、そんなものもあるわけですけども、そういうふうなところに関しては商工会さんが運営をされている。そういうことを考えていくと、本当に私自身どっちが正しいのかな、何が正しいのかなというふうに自分なりに、本当に自分を悩ませてまいりました。

最終的に答えを出さなければならないといった中で、もし私やったらどういうところを希望するのかなど。ここにやっぱり最終的には自分で決めなければならないなというところになりました。私は今までから計画の段階で道の駅には反対、また慎重論というのを唱えてまいりました。しかし、既に造成工事等も始まっているわけです。

ここで、先ほどから言葉にも出しましたが、葛城市の独自性、もっと大きな意味では地方創生という考えで事を考えるならば、今ここに22名の方のお名前が載っていますけども、私も、この葛城市の道の駅の基礎をつくらなければならない、そういった観点からいくと、商工会のこのような関係者の方、また農業団体の方、こういう方々にお任せをするだろうなというのが私のいろいろ考えた中での意見でございます。

よって、討論は賛成討論とさせてもらうわけですけども、今もこの道の駅は非常に厳しいものが待っているだろうというふうに私は考えています。担当されるであろうこの株式会社道の駅かつらぎにおかれましては、市民のために市町村設置の道の駅を頑張っていただくということを期待申し上げて、討論を終わります。

以上です。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

11番、阿古君。

**阿古議員** 私は反対の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

今回の道の駅の指定管理者の指定の段になって中期収支計画が見直される。それも、トイレ部分の管理費が計上されていなかったという理由で約800万円ほど経費がふえます。その分の利益を加工品、1億4,400万円のうち6,300万円から7,400万円に収益が上がりますよという表現の中で、その赤を埋める計画書を出される。

ずっと中期計画を見てきたんですよ。この事業というのは収益をとるのには非常に厳しい事業や。そやから、今回、株式会社道の駅かつらぎの経営者の方々は出資金を出されて、これは出資金がなくなるという覚悟を持っていた分、指定管理の応募をされたのかなとは思えます。そやけども、これが更に市民の皆さん方への将来の負担にもつながっていく。これは5カ年の指定管理契約ですから、大変な株式会社道の駅かつらぎの運営になると思えます。それで、なおかつ、その運営に当たっては、さまざまな要望が出されている。買い物困窮者の話ですとか、いろいろなものの方に向けられる。株式会社ですから民間企業になりま

すけども、それで本当に運営できるのかというのが、これは非常に懸念します。

その中で、今回、指定管理を公募したら、株式会社道の駅かつらぎが応募していただいたというのは、本当にそれを理解していただいた中で応募していただいているのかというのを非常に懸念します。私たちにとっても、この中期計画の見直しなんていうのは、その日にいただいただけで、本当に事業の内容、事業収支、それを本当に理解した中で応募していただいているのかというのは疑問です。

私は商工会も入れさせていただいて、それで、仕事柄、農業関係ですずっと来たんですけども、やはり事業として成り立つようなつくり方をしていかないといけない。それが今回、まるっきり逆になってしまっていて、まず箱物が決められて、それで中身の検討をされている。そやから、当初の理念なんて、逆に言ったらむちゃくちゃやったわけですよ。葛城市産を7割入れますと。何を売るものがあるんですかという計画を出されていったと。それが、今、現状では3割と言われているけど、果たしてその3割もいけるのかどうかわからない。そういう中で指定管理の契約をされるというのは余りにも無謀な契約やと思います。

契約されるときは、必ずそういう条件を吟味して、それで契約者同士がどういう条件で契約しますというものがわからないと契約にはいかないんですけども、今回の指定管理の内容を見ていると、後で協議しますという項目が物すごく多いんですよ。そうすると、どこまで本当にその株式会社道の駅かつらぎで責任を持ってやっていただけるのか、それで、どこまで市が責任を持ってやるのかという区分が曖昧であって、契約議決としては非常に不十分な案件やと私は思います。

懸念することはいろいろ今までから申し上げてきましたけども、今回の指定管理者の議案には、さまざまな理由はあるんですけども、反対せざるを得ないと思います。

以上です。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第69号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**赤井議長** 起立多数であります。よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第70号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第70号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決されました。  
日程第3、議第72号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第72号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決されました。  
日程第4、議第73号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第73号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決されました。  
日程第5、議第76号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第76号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決されました。  
日程第6、議第77号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第77号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時15分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第7、議第71号から日程第14、議第83号の8議案を一括議題といたします。

本8議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、増田順弘君。

**増田厚生文教常任委員長** ただいま上程をされております議第71号、議第74号、議第75号、議第78号、議第80号、議第81号、議第82号及び議第83号の8議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果を報告いたします。

初めに、議第71号、葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例を制定することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議第74号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、条例改正によって被保険者が国民健康保険税の減免申請をする際に個人番号の記入が必要となるが、記入がない場合、どのように対応するのかという問いに対し、申請書に個人番号の記入がない場合は、窓口にて申請者が本人かどうかの確認を行った上、本人の了承を得て、担当職員が個人番号を調べ記入するなど対応をさせていただくという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第75号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、条例改正後に介護保険料の徴収猶予や減免の申請があった際、申請者に個人番号の記入がない場合や、個人番号を自分で記入することができない場合はどのように取り扱うのかという問いに対し、代理・代行申請の取扱いを初め、具体的な取扱いについては厚生労働省から示される予定であるが、現時点では経過措置として現在の申請様式も使用できることと、申請書に個人番号の記入がない場合でも、ほかの記載事項に間違いがなければ申請を受け付けし、市民の皆様にご不便をかけないように配慮しながら対応してまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第78号、工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事）であります。

質疑では、増築工事箇所の土壌を再調査した結果、油成分の濃度が低かったため、残土の焼却処分の必要がなくなったということであるが、油が土壌に残っていた要因についてどのように考えているのか、また、増築工事箇所以外の土壌の安全性はという問いに対し、昭和

51年に校舎を建築した際に、もともと残土置き場であった部分について、全ての土の除去を行った。今回、増築工事部分の8カ所でボーリング調査をした結果、1カ所で0.074%の油成分が見つかった。これについては、その当時の箇所の一部が残っていたのではないかと推測するが、今回の工事に係る残土は全て入れかえを行い、運動場部分についても、過去に雨水貯留浸透工事を行った際にはこのような土はなかったため、敷地内において子どもたちに影響があるような有害物質が出るようなことはないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第80号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、退職被保険者等療養給付費の1,500万円の減額は、制度改正による経過措置に伴うものなのか、それとも医療費そのものが大きく減少したものであるのかという問いに対し、退職被保険者等療養給付費の減額は平成27年3月末に廃止された退職者医療制度の経過措置に伴うもので、被保険者の数は378人と年々減少している。また、医療費においても平成26年度決算では月額1,127万7,000円であったが、平成27年度実績では月額819万6,000円と大きく減少している。以上、被保険者数と医療費の減少により、今回、1,500万円を減額としたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第81号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、保険給付費の介護保険サービス給付が2,700万円減額となっている理由はという問いに対し、介護予防サービス等諸費の当初予算に対する執行率は、平成27年度、4月から6カ月間では36%であったため、今回、減額補正をさせていただいた。その理由については、介護報酬の改正により、予防通所介護や予防通所リハビリステーションサービスについて20%を超える介護報酬の引き下げがあったことや、他のサービスについてもおおむね3%から5%の引き下げが行われたことによるものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第82号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、公債費の中で償還元金177万円と加算金7万円が計上されているが、この内容について教えてほしいという問いに対し、会計検査院より平成26年度の起債事業を対象とした検査があり、精査した結果、財政融資資金の借入れ申請の際、起債対象外の工事を一部混入して積算したことによる借入金の過充当が判明した。このため、過充当となった177万円とその償還用の費用として3.9%の加算金7万円を計上させていただいた。今後このような過充当が発生しないよう精査を行うとともに、財政担当課と連携を持って、誤りのないようにやってまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第83号、平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について

であります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

**赤井議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第7、議第71号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第71号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第74号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第74号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第74号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第75号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第75号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第78号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第78号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第80号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第80号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第81号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第81号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第82号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第82号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第83号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第83号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第84号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡総務建設常任委員長** ただいま上程をされました議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、尺土駅前周辺整備事業費において道路用地購入費と補償金を合わせて1億5,600万円が減額をされた理由はという問いに対し、当初予算として国より2億5,465万円の歳入を見込んでいたが、補助内定通知では1億3,596万円と内示割れとなったため、減額することとなった。来年度には改めて国に事業要望し、執行する予定であるという答弁がありました。この答弁を受け、委員からは、尺土駅北側道路の整備の今後の見込みはという問いがあり、まず南側を先に整備し、北側については国庫補助等の財源を模索し、検討をしているという答弁がありました。

また、地域活性化事業の工事請負費1億3,500万円の内容を説明願いたいという問いに対し、県道の拡幅工事、道の駅施設内の道路整備、道路情報棟の建築工事を行う予定であるが、現在進めている地域振興棟建築工事及び調整池工事の進捗具合により、それ以外の工事も行う可能性があるという答弁があり、また、電気自動車の充電スポット設置についても、この工事請負費1億3,500万円の中に含まれているという答弁でありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

以上でございます。

**赤井議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

5番、増田順弘君。

**増田厚生文教常任委員長** ただいま上程されております議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予

算（第5号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果を報告いたします。

質疑では、環境衛生費の記念品費27万円、消耗品費2万7,000円、印刷製本費19万円の内容はという問いに対し、平成28年1月から、ごみ分別・減量キャンペーンを実施し、「ごみ減らし隊」を募集する計画をしている。これらの経費については、「ごみ減らし隊」のモニターの方々にお渡しする記念品と、このキャンペーンに伴う消耗品、及び説明会等で使用するパネルを作成するための費用であるという答弁がありました。

また、体育施設費のスポーツゾーン計画設計委託料について26万9,000円減額されているが、業務を委託するに当たり、どのような構想を持って仕様書を作成したのかという問いに対し、新庄第一健民グラウンドを初めとした新町公園周辺施設の老朽化に対する整備を行い、今後、葛城市、御所市及び五條市と3市一体となって、国際大会の合宿所やキャンプ場の誘致活動を行うとともに、これらの周辺をスポーツ振興ゾーンとしてグラウンド整備やウォーキングロードなどの道路整備も行いながら、市民の誰もがスポーツができる場所をつくり、健康で長生きができるまちにしていこうという構想と財源を考慮した上で仕様書を作成するものである。なお、この委託料は、県の活力あふれる市町村応援補助金236万5,000円を活用しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

**赤井議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 議第84号の平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について、反対の立場から討論を行います。

第1の理由は、一般会計補正予算の提出、6款土木費、2項道路橋りょう費、5目地域活性化事業費の15節工事請負費における道の駅の中心施設である道路情報棟の建設、駐車場や外周道路の整備、関連事業の県道寺口北花内線拡幅等の工事請負費1億3,500万円の増額補正であります。

新道の駅建設事業は、凍結を求める6,752筆の市民の意思や有志議員の見直しを求める声にも耳をかさず、強引に推進をしまりました。このことによって事業費は当初の18億円からどんどんふえて、関連事業費を含めて24億円に膨らんでいます。公園事業で一体整備をしようと言っていた違法盛り土の山等の修景工事を含めると27億円にもなろうとしています。

一方、同じ補正予算において、尺土駅前周辺整備事業費はマイナス35%、1億5,779万円もの減額、国鉄・坊城線整備事業費もマイナス41%、5,848万円減額されています。進捗率はいずれも30%未満であります。平成29年の竣工も危ぶまれる状況であります。道の駅の平成28年秋オープン、10月の選挙のあおりを受けて、後回しにされているのであります。合併時の新市建設計画、合併後の山麓地域整備基本計画や葛城市総合計画などにもなかった新道の駅建設事業が、商工会等の一部の人たちによって押しつけられ、葛城市のまちづくり計画がゆがめられ、混乱をつくり出しているのであります。

今、葛城市の税収は、地域経済の長引く低迷によって、平成19年度の49億円から9億円も落ち込んで40億円に減っています。218億円に及ぶ新市建設計画事業の見直しや縮減が求められているところであります。

ところが、道の駅事業は、本補正による工事請負費1億3,500万円の執行によって、社会資本整備事業の8億円の枠はいっぱいとなり、予定しているオンランプ等の整備によって更に事業費が増嵩することは目に見えています。ずさんな事業の執行によって、市民と葛城市財政の負担は増大するばかりであり、賛成できないものであります。

第2の理由は、尺土駅前周辺整備事業費における1億5,779万2,000円の減額補正の見誤りによる議案の撤回であります。当初予算の一般財源8,654万1,000円がマイナスの1億4,314万2,000円に減額されるという信じがたい予算案は、見誤ったとの理由だけでは済まない事案あり、容認しがたいものであります。

査定や決裁というチェック機能が働いているのか、市長をトップとした行政組織が連携し、意思の疎通が図られているのか、疑問を持たざるを得ません。もちろん、責任を追及するだけでは対策にはなりません。職員、理事者、議会が問題をよりよく解決・改善するためには、それぞれが信義に基づき誠実に対応することも大事なことであると考えます。

以上、討論を終わります。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

**川村議員** 議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算の内容については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,876万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ169億2,935万5,000円となっております。主な内容としましては、4月の人事異動によります人件費の補正が合計で1,388万4,000円の減額を、総務費では通学路の交通安全対策に係ります測量設計委託料及び工事請負費として1,600万円の追加を、教育費では磐城小学校附属幼稚園改築工事に伴う設計等委託料2,495万4,000円が盛り込まれています。特に新市建設計画事業のうち、土木費におきましては、尺土駅前周辺整備事業費で国の補助内定通知の結果を踏まえた用地費及び補償費の補正として1億5,600万円の減額があります。

一方、地域活性化事業費、新道の駅建設事業では、平成28年秋のオープンを目指し、工事工程を考慮された中で、必要な工事を発注するために、ほかの事業費からの予算振りかえ

も含めた工事請負費 1 億3,500万円の追加があります。

今回の補正予算については、山下市長が合併10年の節目をステップに新たな葛城市に向けて飛躍するんだという当初予算で編成された内容を今回の補正において部分的に調整されたものとなっていますが、バランスのとれたすばらしい内容であると思います。

しかし、議第79号議案で提出されました補正予算の一部に誤りがあり、これを撤回され、議第84号議案として再度提出されたことに対しましては、二度と起こさないよう十分に注意されますよう切に願います。

平成27年度も残すところあと3カ月余りとなりましたが、それぞれの事務事業の執行に当たりましては、山下市長以下、職員皆さんが一丸となられ、事業の目的達成のために全力を尽くしていただくのはもちろんのこと、議会とも協議を重ねていただき、堅実に実行していただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

6番、岡本君。

**岡本議員** 私は、議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について、反対の立場で討論を行います。

この議案につきましては、平成27年12月9日の初日の本会議に議第79号で上程をされました一般会計補正予算であります。提案理由の説明がありまして、これに対して質疑がなしということで、全員が了解をしたわけでございます。それを受けて、総務建設常任委員会に付託議案として付託されました。ところが、12月11日になって一般会計の補正予算が変更提案されるということを聞きました。私は議長に、全員協議会の前に、「このような差しかえをしないように議会運営委員会をお願いしたい」ということをお願いしたわけでございますが、一般質問終了後に、議会運営委員会に諮られ、上程されることになりました。

変更の内容につきましては、6款土木費、2項道路橋りょう費、3目尺土駅前周辺整備事業費において、補正額の財源内訳の額の変更を行うためということで、議第79号を撤回して、新たに議第84号を提出する議案であります。私は、まだ年度途中であるわけございまして、3月の議会でもこういう修正は可能であるということで考えておるわけでございます。それなのに、なぜ12月9日に審議なしと承認されたものを、いとも簡単に変更する。これは議員と職員の信頼関係を踏みにじる行為やというふうに私は思っています。また、市長に大きな汚点を残したということにもなってしまいます。理事者の真意がどういうふうに考えておられるのか問われる問題ではないかなと私は思っております。私はこういうやり方に断固して抗議を申し上げたいというふうに思います。

以上、反対討論を終わります。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

4番、西川君。

**西川朗議員** 議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の補正予算額は4,876万8,000円の追加補正であります。歳出の主な内容につきまし



では、まず、各品目全般にわたり、人事異動等に伴う人件費の補正や、民生費では生活保護費の平成26年度精査に伴う国庫負担金返還金、また、ハード事業といたしまして、総務費では交通安全対策費として通学路における工事請負費、衛生費では新庄クリーンセンター解体に係る設計委託料、土木費では尺土駅前周辺整備事業費の工事関係費、国鉄・坊城線整備事業費の工事請負費、社会資本道路改良交付金事業費の工事請負費、地域活性化事業費では新道の駅工事請負費、幼稚園管理費では磐城小学校附属幼稚園の改築設計委託料など、いずれも各事業の進捗を見きわめた上での計上であり、安全対策や環境対策に係る費用も盛り込まれた要求額であるものと判断しております。特に新市建設計画事業による諸事業については、事業進捗を精査された上の補正となっており、地域活性化を目的とした新道の駅の建設も来秋オープンに向けて急ピッチで進めていただくべき必要な予算であると考えているもので、賛成いたすわけでございます。

しかしながら、予算の作成においては、要求課の事業の精査とそれに見合った補助金などの計上はもとより、財政担当部署とも十分確認を取り合いながら進めていただくことを最後に要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第84号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**赤井議長** 起立多数であります。よって、議第84号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

去る9日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議いただき、また、格段のご協力によりまして本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会が閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成27年度葛城市政の執

行並びに平成28年度の予算編成に当たられますよう要望し、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

**山下市長** 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月9日に開会されました平成27年第4回葛城市議会定例会が、本日をもって全日程を終えさせていただき、閉会となりました。これまでの間、提案をいたしました全議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも同意、可決をいただきましたことに心より感謝を申し上げる次第でございます。

しかし、先ほどご審議をいただき、可決をいただきましたが、このたびの一般会計補正予算（第5号）につきましては、当方の手違いによりまして、議会の皆さん方に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、改めておわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

先ほど皆さん方からそれぞれ反対や賛成の討論をいただいたところでございますけれども、信頼関係ももちろんあるかと思っておりますけれども、我々としては、間違ったことがわかれば、それをその期間中に正していくのが、していかなければならない事項であろうと思っております。間違ったことをわかって、それを議決いただいた、そのような結果が残っていくことの方が葛城市議会にとりましては汚点になるんだと思っております。このような形で再提出をさせていただいた案件も可決をいただき、訂正をさせていただくことができました。今後このようなことがないように、私を初め職員一同しっかりと気を引き締めながら、市民の皆さん方に奉仕をしていく心積もりでしっかりと邁進してまいりたいというふうに思っております。

また、今議会、皆さん方からさまざまなご意見を頂戴いたしました。それをしっかりと受けとめながら、あすからの市政運営に生かしていけるようにしてまいりたいというふうに思っております。

本年も残すところあとわずかとなってまいりました。気候変動が本当に激しいきょうこのごろでございますけれども、お体には十分に気をつけられまして、また年が明けて平成27年度は残すところ3カ月余りでございますけれども、しっかりと市民の皆さん方のために我々も努力をしてまいりたいと思っておりますし、議会の皆さん方のご活躍を心からご祈念を申し上げまして、簡単粗辞でございますけれども、お礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

**赤井議長** 以上で平成27年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時55分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長      赤 井 佐太郎

議 会 副 議 長      西 井          覚

署 名 議 員      増 田 順 弘

署 名 議 員      藤井本          浩